

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ

在イスラエル日本国大使館

2020年8月20日

イスラエル・パレスチナにおける注意喚起、安全対策 8/20

(ポイント)

● 8月20日現在、イスラエルへ入国を希望する外国人の入国制限は、イスラエルが定めるグリーン国（罹患率の低い国）からの渡航を除き継続しています（現段階では、日本はグリーン国の対象国とはなっていません）。また、イスラエル出国予定の24時間以内にイスラエル出国許可を申請する必要があります。手続き後の登録データはデジタルコピー又は印刷したものを保管し、ベングリオン空港構内に入る際及び航空便に搭乗する際に、係員の求めに応じ提示できるよう、航空券と一緒に所持しておくことが求められています。

これまでお伝えしているように、イスラエル国内での新型コロナウイルス感染者数再増加により、一部の行動規制が再強化されています。

グリーン国等の対象国・地域（イスラエル保健省）、出国申請フォーム及び当地におけるその他の新型コロナウイルス感染防止策については、下記【参考情報】をご参照ください。

● 8月20日現在、パレスチナにおいて、新型コロナウイルス感染者の再増加を受けた緊急事態宣言が継続中です。パレスチナ自治政府は、西岸全土において、夜12時から翌朝7時までの外出禁止措置を発表しています。

感染拡大防止措置の最新情報等の詳細については、パレスチナ保健省等の関連情報をご参照下さい。

【参考情報】

(イスラエル保健省)

英語版

https://www.gov.il/en/Departments/DynamicCollectors/green-red-countries?skip=20&country_type=Green

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語版

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

(グリーン国等対象国・地域確認サイト)

https://www.gov.il/en/Departments/DynamicCollectors/green-red-countries?skip=20&country_type=Green

(出国申請フォーム英語版)

<https://govforms.gov.il/mw/forms/ExitFromIsrael@health.gov.il?displang=en>

(パレスチナ保健省)

アラビア語版

<https://www.facebook.com/mohps/>

(新型コロナウイルスに関し当館から発出したこれまでの情報提供)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0970>

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/tokou-jouhou20200623.html

(新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法のご案内)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100070221.pdf>

(外務省海外安全情報)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

● ヨルダン川西岸地区及びエルサレム旧市街を含む東エルサレム：

8月17日、イスラエル旧市街の聖ステパノ門付近で、パレスチナ人によるイスラエル治安当局に対する襲撃事案が発生しました。犯人はその場でイスラエル警察官に射殺されています。

従来から、パレスチナ人とイスラエル治安当局との衝突やナイフ等を使った襲撃事案が、主にイスラエルとの境界にあるチェックポイントやイスラエル人入植地付近で発生することがありますので、危険情報に従って慎重な行動を心がけて下さい。特に毎週金曜日午後の礼拝後の時間帯は注意して下さい。場所のいかんを問わず、抗議活動や騒動の現場に遭遇した場合には、決して近づかず、直ちに安全な場所に避難して下さい。

● ガザ地区及び同地区周辺：

従来からイスラエルとの境界付近で、パレスチナ人による抗議デモや焼夷弾/風船、ロケット弾等の飛来が発生しており、それらに対しイスラエル軍が反撃する状況がたびたび起こっています。

ガザ地区及びその周辺地域は危険レベル3（渡航中止勧告）に指定されていますので、これらの地区・地域には近寄らないで下さい。

● 北部国境、ゴラン高原：

7月末から8月上旬にかけて、ゴラン高原やレバノンとの国境地帯においてイスラエル軍と武装勢力との応酬が発生するなど、一時情勢の緊張が高まりました。

従来より、イスラエルが事実上支配している地域を含むゴラン高原は（シリアの危険情

報として) 危険レベル4 (退避勧告)、イスラエル北部のレバノンとの国境地帯は危険レベル3 (渡航中止勧告) にそれぞれ指定されていますので、近寄らないで下さい。また、これらの地域以外のイスラエル北部にお住まいの方又は滞在される予定の方は、上記の状況を踏まえ、今後の治安情勢の変化に十分ご注意ください。

(外務省海外安全ホームページ: イスラエル、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区の危険情報)
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2019T097.html#ad-image-0

1 注意事項

既に累次の注意喚起でもお知らせしておりますとおり、当地に渡航・滞在される方は、不測の事態に巻き込まれることのないよう具体的に以下の対応に努めてください。

(1) 最新の関連情報を入手して下さい。

(外務省海外安全ホームページ: イスラエルでの各種安全情報)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_044.html#ad-image-0

(ご参考: 主要イスラエルニュースサイト (英語))

<https://www.jpost.com/Israel-News>

<https://www.haaretz.com/israel-news>

<https://www.ynetnews.com/category/3083>

<https://www.i24news.tv/en>

(2) 海外安全情報の中の危険情報に従い、レベル3 (渡航中止勧告) に指定されている地域への渡航は止めてください。レベル2に指定されている地域には不要不急の渡航は止めてください。レベル1に指定されている地域への渡航は十分注意してください。

(3) 当地ではガザ地区等からのロケット弾等の飛来の可能性があることを常に考慮し、ロケット弾等の飛来を知らせるサイレン等に接した場合には、近隣のシェルター又は堅牢な建物に避難できるよう日頃より心がけて下さい。

(ご参考: イスラエル国民防衛軍ウェブサイト (英語))

<http://www.oref.org.il/894-en/Pakar.aspx>

(4) 衝突や暴力事案が発生する可能性のあるエルサレム旧市街、東エルサレム、ヨルダン川西岸地区内各所に設置のイスラエル軍検問所付近、イスラエル人入植地付近等にはできるだけ近寄らない等、十分注意を払って下さい。

(5) テルアビブ南部の旧中央バスステーション付近は、比較的犯罪発生件数が多い場所でもあることから、できるだけ近寄らないよう注意して下さい。

(6) 以下の施設・機関に出入りし、接近し、又は利用する際は、十分注意して行動して下さい。

政府関連施設 (特に軍、警察、治安関係施設)、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、

ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ・映画館等の不特定多数の人が集まる施設

(7) 訪問場所及び付近の治安状況を十分確認の上、状況次第では予定している行動を変更(中止)することも検討して下さい。万が一、抗議活動や騒動の現場に遭遇した場合には、決して近づかず、直ちに安全な場所に退避して下さい。

(8) 行動にあたっては、「巻き込まれ」の危険性に十分注意を払うとともに、海外安全情報(外務省海外安全ホームページ)、当地報道及び在イスラエル日本国大使館ホームページ等から、最新の治安情報を入手するように心がけて下さい。

(9) イスラエル北部地域のガリラヤ湖近辺では、昨年7月にマグニチュード3程度の地震が複数回発生しました。最近発生した地震による人的被害の発生は確認されておられません。が、当地の建造物、特に1980年より前に建てられている建造物については、耐震構造上脆弱なものが多く、イスラエル北部地域では既にいくつかの建造物内にひび割れ等の症状が発生していると報じられていますので、ご注意ください。また、以下のサイトには、地震発生時の対処方法等の情報が掲載されておりますので、参考にして下さい。

(ご参考：イスラエル国民防衛軍ウェブサイト(英語))

<http://www.oref.org.il/894-en/Pakar.aspx>

(10) 当地でも、置き引き、スリ、空き巣、車上狙い等により旅券等の貴重品が盗難される事案が発生しています。滞在先(特に民泊やゲストハウス等の簡易宿泊所)での貴重品の管理・保管が難しい場合には、旅券や現金等の金品で携帯できる貴重品については、目立たない場所に収納先を分散させて携帯するといった防犯対策を行いましょう。

(ご参考：安全対策基礎データ(イスラエル))

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_044.html

2 問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>